

兵庫県公報

平成29年8月15日 火曜日 第2926号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	2
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	2
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	3
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	3
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	4
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	5
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程	5

告 示

兵庫県告示第765号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年8月15日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市上津橋土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	澤田 正行	神戸市西区平野町中津905番地
同	田中 茂行	同 市同区平野町中津685番地の1
同	中野 保	同 市同区平野町中津817番地の1
同	吉川 聡一	同 市同区平野町中津1083番地
同	吉川 忠明	同 市同区平野町中津900番地の1
同	上田 安孝	同 市同区平野町中津938番地
同	茨木 文夫	同 市同区平野町中津825番地
同	寺岡 茂喜	明石市大久保町松陰新田567番地
監事	葉田 豊秋	神戸市西区平野町中津813番地
同	澤田 國廣	同 市同区平野町中津809番地
同	岡本 利彦	同 市同区玉津町出合134番地

就任役員

役員区分	氏名	住所
理事	澤田 正行	神戸市西区平野町中津905番地
同	田中 茂行	同 市同区平野町中津685番地の1
同	中野 和之	同 市同区平野町中津811番地
同	吉川 聡一	同 市同区平野町中津1083番地
同	吉川 忠明	同 市同区平野町中津900番地の1
同	上田 安孝	同 市同区平野町中津938番地
同	田中 良宏	同 市同区平野町中津793番地の2

同	寺 岡 茂 喜	明石市大久保町松陰新田567番地
監 事	葉 田 豊 秋	神戸市西区平野町中津813番地
同	中 野 保	同 市同区平野町中津817番地の 1
同	岡 本 利 彦	同 市同区玉津町出合134番地



兵庫県告示第766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成29年 8月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
新田東部土地改良区	平成29年 7月18日



兵庫県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 8月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年 8月15日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年 8月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 8 号	美方郡新温泉町久谷字タルガ山119番1から	旧	13.0から 50.0まで	443.0	
	同 郡同 町久谷字小袋120番13まで	新	9.0から 44.0まで	443.0	



兵庫県告示第768号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成29年 8月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 羽柴観光株式会社
代表者の氏名 中 村 俊 根
住所 姫路市福沢町148番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 モナコ姫路店 増築工事
所在地 姫路市土山3丁目339—1、339—3、339—4、339—6、340—1、341—3、344—1、344—3、

- 345—1、346—1、346—3
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
 縦覧期間 平成29年8月15日から同月28日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成29年8月15日から同月28日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

平成29年8月15日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
農業	A292789	平成30年5月1日	洲本市	淡路県民局	平成29年7月16日

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付県民局	紛失年月日
100 リットル 券	農業	H11 7110997 ～ H11 7111001	平成30年 3月31日	5	洲本市桑間272 久米石油株式会社 洲本給油所	淡路 県民局	平成29年 7月16日
50 リットル 券	農業	H11 7111002	平成30年 3月31日	1	洲本市桑間272 久米石油株式会社 洲本給油所	淡路 県民局	平成29年 7月16日
10 リットル 券	農業	H11 7111003 ・ H11 7111004	平成30年 3月31日	2	洲本市桑間272 久米石油株式会社 洲本給油所	淡路 県民局	平成29年 7月16日



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年8月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) コーナンPRO加古川店
 所在地 加古川市米田町平津字石田477番7ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 コーナン商事株式会社

住所 堺市西区鳳東町四丁401番地 1

代表者の氏名 疋 田 直太郎

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

コーナン商事株式会社

堺市西区鳳東町四丁401番地 1

疋 田 直太郎

外未定 1 者

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年 3月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,235平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

68台

(2) 駐輪場の収容台数

39台

(3) 荷さばき施設の面積

94平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

16立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 6 時15分

閉店時刻 午後 9 時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

入口 1 箇所、出口 1 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

8 届出年月日

平成29年 7月26日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年 8月15日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年12月15日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 8月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市新宮町宮内字川原田36番 5 の一部、36番 8 の一部、36番 9 の一部、36番 5 地先水路

- 同 市新宮町新宮字堂垣内437番2の一部、437番2地先水路
- 同 市新宮町新宮字横枕510番1、511番1、511番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市誉田町広山411番地3
株式会社西村興産 代表取締役 西 村 文 博
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年5月29日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-20-2号（28たつの）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第75号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設として既に指定した施設に関し、指定内容の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年8月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- 1 病院及び介護老人保健施設の表姫路市の項中

「

医療法人社団 仁和会 神野病院	同 市飾磨区玉地1丁目1
-----------------	--------------

」
を
「

医療法人社団 仁和会 神野病院	同 市飾磨区下野田2丁目533-3
-----------------	-------------------

」
に、
「

長久病院	同 市広畑区长町2丁目1
------	--------------

」
を
「

医療法人社団 光風会 長久病院	同 市広畑区小松町2丁目66-1
-----------------	------------------

」
に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第76号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年8月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年兵庫県選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。
促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第67条第3項中「第5項第2号に関する同条第6項（同条第8項で準用する場合を含む。）」を「第6項第2号に関する同条第7項（同条第9項で準用する場合を含む。）」に改める。

第68条第3項中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。